

令和6年度第2回福祉施策審議会  
【資料1】戸田市重層的支援体制  
整備事業移行計画（案）について

## 戸田市重層的支援体制整備事業移行計画（案）

戸 田 市

（令和7年2月）

# 目 次

1	計画の基本的な考え方	1
	(1) 目的	1
	(2) 計画期間	1
	(3) 策定体制と検討経過	1
2	重層的支援体制整備事業	1
	(1) 重層的支援体制整備事業の概要	1
	(2) 事業の枠組み	2
	(3) 各事業の概要	2
	①包括的支援事業	2
	②参加支援事業	3
	③地域づくり事業	4
	④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	5
	⑤多機関協働事業	5
	⑥支援プランの作成	5
3	計画の推進	5
	(1) 計画の推進体制	5
	(2) 移行に向けた課題と取組	6
	(3) スケジュール	7

## 1 計画の基本的な考え方

### (1) 目的

戸田市重層的支援体制整備事業移行計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第2項に基づき、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）の実施に向けた準備を行うことを目的としています。

### (2) 計画期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年間）

※重層的支援体制整備事業への移行年度を令和8年度とします。

### (3) 策定体制と検討経過

本市では、これまでも複合的な課題を抱えている相談にあたっては、関係機関が連携し、支援を実施してきました。

また、令和2年度に、「福祉総合相談窓口」を設置し、どこに相談すればよいか分からない等のニーズにも対応しています。

令和5年度には、戸田市社会福祉協議会と地域福祉推進の方向性の共有化を図るため、戸田市地域福祉計画と戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画を一体的に策定しました。

そして、令和6年度からは、福祉保健センターに新たに設置された地域福祉政策担当において、既存事業の現状把握を行い、狭間のニーズ等を中心とした相談体制のあり方の検討を開始したところです。

## 2 重層的支援体制整備事業

### (1) 重層的支援体制整備事業の概要

重層事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するものです。

事業を進めるにあたっては、介護、障がい、こども、生活困窮の分野における既存の取組を活かしつつ、「参加支援」「アウトリーチ等を通じた継続的支援」「多機関協働」「支援プランの作成」の4つの機能を新たに加え、一体的に実施します。

## (2) 事業の枠組み

事業名称 ※社会福祉法第106条の 4第2項各号より	既存制度・事業内容等	実施状況
第1号 包括的相談支援事業	<b>&lt;既存事業&gt;</b> [介護] 地域包括支援センター [障がい] 相談支援事業 [こども] 利用者支援事業 [生活困窮] 自立相談支援事業	既存事業
第2号 参加支援事業	社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、多様な社会参加の実現を図る機能	新規事業
第3号 地域づくり事業	<b>&lt;既存事業&gt;</b> [介護] 地域介護予防活動支援事業 生活支援体制整備事業 [障がい] 地域活動センター機能強化事業 [こども] 地域子育て支援拠点事業 [生活困窮] 生活困窮者支援等のための地域づくり事業※	既存事業 ※は未実施
第4号 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	訪問等を継続的に行い、本人との信頼関係の構築を図り、本人とのつながりづくりから必要な支援につなげていく事業	新規事業
第5号 多機関協働事業	世帯を取り巻く支援関係者の連携の円滑化を図り、全体を調整する機能	新規事業
第6号 支援プランの作成	多機関協働事業と一体的に実施。支援機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成する。	新規事業

## (3) 各事業の概要

### ① 包括的相談支援事業

介護、障がい、こども、生活困窮の各分野の既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、包括的に相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える問題の解きほぐしや整理を行うものです。当該相談支援事業者のみでは解決が難しい場合には、他の支援機関と連携し、必要に応じて多機関協働事業へつなぎ、支援を行います。

<本市の実施状況>

分野	事業名	事業内容	形態	箇所数
介護	地域包括支援センター	「高齢者総合相談窓口」として、介護・福祉等、様々な面から高齢者への支援を行う。	委託	4箇所
障がい	相談支援事業 (障害者基幹相談支援センター)	地域における相談支援の中核的な役割を果たす機関として障がいの者の相談支援に関する業務を総合的に行う。	委託	1箇所
	相談支援事業 (委託相談支援事業所)	障がいのある方の生活全般に関する相談支援を行う。	委託	3箇所
こども	利用者支援事業 (基本型)	地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要なアドバイスを行うほか、こども家庭センターとの連絡調整や情報提供を行う。	直営 指定管理	2箇所
	利用者支援事業 (特定型)	子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。	直営	1箇所
	利用者支援事業 (こども家庭センター型)	母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な悩み等に対し、専門的な見地から相談支援等を行う。	直営	1箇所
生活困窮	自立相談支援事業 (生活自立相談センター)	生活困窮者の自立に向けて、経済的な問題だけでなく、心の問題、家庭の問題、健康上の問題など様々な課題を抱えた方の相談支援を行う。	委託	1箇所

## ②参加支援事業

既存の参加支援に向けた事業では対応できない個別のニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。本人と支援メニューをマッチングした後も、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップを行います。また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートします。

## ③地域づくり事業

介護、障がい、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行います。加えて、地域における資源の開発やネットワークの構築、多様な担い手のマッチング等を行い、地域における活動の活性化や発展を図ります。

### <本市の実施状況>

分野	事業名	事業内容	形態	箇所数
介護	一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業	地域の高齢者が主体的に運営する通いの場「TODA元気体操」の活動促進のための支援や新たな介護予防リーダーの養成、介護予防リーダーと地域とのマッチングを行う。	直営	44箇所
	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を送れる地域づくりを行う。	委託	— (市内全域)
障がい	地域活動支援センター機能強化事業	障がい者等の地域活動支援の促進を図ることを目的として、障がい者の創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流の促進の便宜を図る地域活動支援センターの機能を強化する。	民間	1箇所

こども	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについて相談、情報の提供を行う。	委託 民間 直営 指定管理	3箇所 8箇所 10箇所 2箇所
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	地域住民による共助の取組を活性化させるため、課題を抱える者の早期発見、居場所の確保、課題を複合化・複雑化させないための予防的対処、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくりを行う。	未実施	—

#### ④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複雑化・複合化した課題を抱え必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、訪問を通じて信頼関係を構築し、本人とのつながりづくりを通じて適切な支援サービス等につなげる事業です。

また、対象者を見つけるため、支援機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等の情報を幅広く収集します。

事業の性質として、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることに拒否的な方を対象者としています。

#### ⑤多機関協働事業

多機関協働事業は、各支援機関からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例に対して行うもので、重層事業の中核を担う役割を果たします。

事例に対応する支援機関の課題の把握や、各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能の役割を担う事業です。

#### ⑥支援プランの作成

アセスメントの結果を踏まえ、多機関協働事業と一体的に実施します。各支援機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成します。

### 3 計画の推進

## (1) 計画の推進体制

重層事業は、既存の介護、障がい、こども、生活困窮の相談支援や地域づくり等の取組を活かしつつ、地域の幅広い支援機関の連携のもと、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりを一体的に実施することが求められます。

令和8年度からの本格実施に向け、関係部局を横断した「庁内連携会議」を開催し、取り組み内容等を検討していきます。

重層事業の各事業を一体的に実施するための方策について、庁内の関係部局とこれまで以上に連携し、また、庁外の関係者とも意見を積み重ね、具体的な検討を行います。

また、「福祉施策審議会」において進捗状況を報告し、実施状況等に応じて、計画の見直しや事業の検討を行い、本計画を推進します。

## (2) 移行に向けた課題と取組

### <課題>

#### 【事業全体】

重層事業そのものについて、庁内の認知度が低いと思われる。また、移行にあたって予算の組替等の発生、本格稼働後の構築する体制によっては、人員・予算の確保、各支援機関（所属）の所掌事務の調整が必要と考えられる。

#### 【①包括的相談支援事業】

・分野や所属をまたぐ連携や、狭間のニーズに対する支援の検討に困難さを感じている。

#### 【②参加支援事業】

・既存の参加支援の取組や活用できる社会資源、支援メニューの整理とケースワーカー間の情報共有が必要

#### 【③地域づくり事業】

・地域づくり事業について、地域の担い手とこれを支援する関係機関との連携が不足している。

#### 【④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

・支援につながることに拒否的な人は、会うこと自体が困難であり、支援を行う場合には、かなりの時間と工夫を要する。

#### 【⑤多機関協働事業】

・既存のケース検討の会議と新たな重層的支援事業の会議体をどのように役割分担していくか検討が必要。また、各支援機関の個人情報（相談記録）の共有の方法・ルール等の検討も必要。

### <取組>

【事業全体】

各相談支援事業において庁内に周知する。本格稼働後の構築する体制によっては、人員・予算を確保する。

【①包括的相談支援事業】

・多機関協働事業によるケースの解きほぐしや役割分担の他、支援者同士の顔の見える関係づくりなどに取り組む。

【②参加支援事業】

・既存の参加支援の取組や活用できる社会資源、支援メニューの把握と整理について、庁内だけでなく外部の関係機関の意見も聞きながらを行う。

【③地域づくり事業】

・社会福祉協議会などの、地域活動との係わりが深い関係機関との連携を通じた地域の実情を学ぶ機会を設ける。

【④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

・日ごろの業務やケース会議などを通じて、困難事例への対応策について情報共有を図り、効果的な手法の横展開を図る。

【⑤多機関協働事業】

・多機関協働のルール・マニュアル等を作成するとともに、事例を重ねながらより良い仕組みづくりを柔軟に目指していく。

### (3) スケジュール

事業の実施に向けては、令和6年度より福祉保健センター地域福祉政策担当において検討を進めてきたところです。

今後、令和7年度から1年間、移行準備事業を実施し、令和8年度からの本格実施を目指して段階的に事業に取り組んでいきます。

また、令和7年度には、改めて、令和8年度からの「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します。

項目	令和6年度 ※事業検討	令和7年度 ※移行準備			令和8年度 ※本格実施
		4～7月	8～12月	12～3月	
第1号 包括的相談支援事業	既存事業	既存事業	移行準備事業開始	移行準備事業	本格実施
第2号 参加支援事業	検討期間	実施準備	移行準備事業開始	移行準備事業	本格実施
第3号 地域づくり事業	既存事業 ※未実施部分の検討	既存事業 ※未実施部分の検討	既存事業 ※未実施部分の検討	既存事業 ※未実施部分の実施準備	本格実施
第4号 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	検討期間	実施準備	移行準備事業開始	移行準備事業	本格実施
第5号 多機関協働事業※	検討期間	実施準備	移行準備事業開始	移行準備事業	本格実施

※支援プランの作成を含む